

第2期石川町国土強靱化地域計画（令和8年度～令和12年度） 概要版

国土強靱化とは

国土強靱化とは、地震や洪水などの大規模自然災害に備え、人命の保護、経済活動の維持、迅速な復旧・復興を目指す事前防災・減災の取組です。

建物やインフラ施設の耐震化や堤防の強化などのハード対策と、早期の避難体制の整備、防災訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、災害に強い安全・安心な地域社会を構築していくことを目的としています。

国や県の動向

平成23年3月に発生した東日本大震災による広域での甚大な被害、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の漏洩、地球温暖化による大雨など風水害の激化など、人命や財産の保護、被災からの迅速な復旧・復興体制の確立が重要課題となっています。

こうした背景から、国は

- 平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を制定
- 平成26年6月に国土強靱化基本計画を策定
- 令和5年7月に気候変動の影響や災害関連死に関する対策、コロナ禍における自然災害対応等の知見を反映した新たな国土強靱化基本計画を策定（新たな方針として、「**デジタル等新技術の活用**」や「**地域における防災力の一層の強化**」が追加）

県では、

- 平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」を策定し、国の計画や社会経済動向を踏まえ、令和3年4月、令和8年3月に改定を実施

本町においても、近年の動向を踏まえ、計画の見直しにより第2期石川町国土強靱化地域計画を策定

想定する主な自然災害（本町における主な自然災害のリスク）

（1）地震災害

- 東日本大震災において本町では、死者1人、軽傷者4人、全壊1棟、半壊31棟などの被害が発生
- 福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域



東日本大震災により被災した道路の状況

（2）風水害・土砂災害

- 令和元年台風19号により、住家全壊7棟、住家半壊399棟、床上床下浸水約750世帯、土砂崩れによる道路の寸断、農地の被害など、大きな被害が発生



令和元年台風第19号による被害状況

（3）雪害

- 標高の高い地区では降雪量が比較的多く、冬季は除雪作業が必要
- 山間部などでは、緊急車両の通行が困難になる箇所もみられ、積雪時の孤立化リスクがある

石川町国土強靱化地域計画の基本的な考え方

（1）基本目標

国や県の計画を踏まえ、4つの基本目標を設定

町民の生命の保護が最大限図られること

町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること

町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

迅速な復旧・復興

（2）事前に備えるべき目標

国や県の計画を参考に、本町の町民・事業者・行政の連携の必要性を踏まえ、7つの目標を設定

あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

必要不可欠な行政機能を確保する

経済活動を機能不全に陥らせない

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

（3）強靱化を推進する上での基本的な方針

- 強靱化の取組姿勢
- 適切な施策の組み合わせ
- 効率的な施策の推進
- 地域の特性に応じた施策の推進

（4）強靱化の施策分野

- 1) 行政機能
- 2) 河川対策・都市機能
- 3) 保健医療・福祉
- 4) ライフライン・情報通信
- 5) 経済・産業
- 6) 交通・物流
- 7) 農林水産
- 8) 環境
- 9) 土地利用・土地保全
- 10) リスクコミュニケーション
- 11) 長寿化対策

石川町国土強靱化地域計画の強靱化の推進方針（事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態）

基本目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

- 1 - 1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
- 1 - 2 大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
- 1 - 3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
- 1 - 4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
- 1 - 5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

基本目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

- 2 - 1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2 - 2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺
- 2 - 3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状況の悪化による死者の発生
- 2 - 4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の停止
- 2 - 5 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
- 2 - 6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

基本目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する

- 3 - 1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

基本目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

- 4 - 1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力の低下、経済活動の停滞
- 4 - 2 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・地域経済活動への甚大な影響
- 4 - 3 異常湧水等により用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

基本目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

- 5 - 1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 5 - 2 電気供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、ガス・石油等の燃料供給施設等の長期間にわたる供給機能の停止
- 5 - 3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
- 5 - 4 基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークの分断による物流・人流への甚大な影響

基本目標 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

- 6 - 1 有害物質の大規模拡散・流出
- 6 - 2 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
- 6 - 3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

基本目標 7 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

- 7 - 1 自然災害後の地域のよりよい復興に向けた事前復興ビジョンの欠如及び災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
- 7 - 2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 7 - 3 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 7 - 4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
- 7 - 5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

計画の推進

（１）推進体制

- 本計画の推進については、企画担当課が事務局となり、庁内各課が連携し、横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討
- 国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「災害に強い町づくり」に取り組む

（２）進捗管理及び見直し

- 本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行う
- 本町を取り巻く社会経済情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行う

（３）地域における取組

- 本町の国土強靱化を実効あるものとするため、行政や住民、民間事業者を含めた関係者が連携して取り組むことが必要
- 災害の規模や被害の状況によっては、行政による支援が困難な状況も考えられるため、地域住民による取り組みが行えるように意識の高揚が必要